国民健康保険加入者のみなさまへ
お年寄りの健康と幸せを
みんなでつくりましょう

こくほ

平成22年５月１日　第87号
―発　行―
五　所　川　原　市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字岩木町12番地
TEL35-2111番(代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

リストラにあった方（非自発的失業者）の国民健康保険税等が軽減されます!!

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業し、雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した人）及び特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）となった国民健康保険加入者の場合、平成２２年度以降の国民健康保険税等の負担が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

対象者は？

給与の支払いを受けていたが、平成２１年３月３１日以降、一定の理由により離職し、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」となった６５歳未満（離職時点）の国民健康保険加入者

★雇用保険受給資格者証の第１面「12．離職理由」欄（旧様式は「⑬離職年月日　理由」欄）に記載されている離職理由コードが下記の場合に限り対象となります。

①「特定受給資格者」に対応する離職理由コード

１１・・・解雇
１２・・・天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
２１・・・雇止め（雇用期間３年以上雇止め通知あり）
２２・・・雇止め（雇用期間３年未満更新明示あり）
３１・・・事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
３２・・・事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

②「特定理由離職者」に対応する離職理由コード

２３・・・期間満了（雇用期間３年未満更新明示なし）
３３・・・正当な理由のある自己都合退職
３４・・・正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間１２ヶ月未満）

雇用保険受給資格者証の見本

★平成２２年２月２２日以降交付分

（新様式）

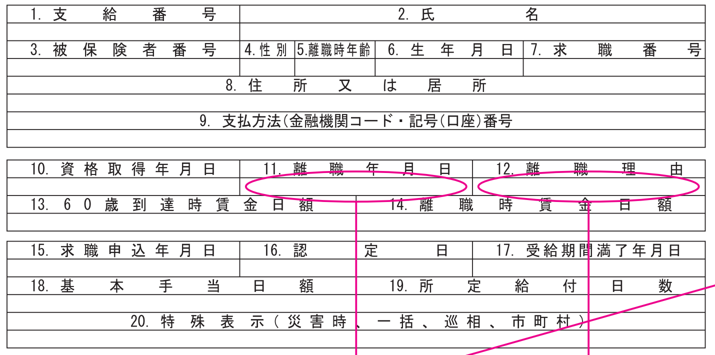
雇用保険受給資格者証　（第１面）
1. 支給番号 | 2. 氏名
3. 被保険者番号 | 4. 性別 | 5.離職時年齢 | 6. 生年月日 | 7. 求職番号
8. 住所又は居所
9. 支払方法（金融機関コード・記号（口座）番号
10. 資格取得年月日 | 11. 離職年月日 | 12. 離職理由
13. ６０歳到達時賃金日額 | 14. 離職時賃金日額
15. 求職申込年月日 | 16. 認定日 | 17. 受給期間満了年月日
18. 基本手当日額 | 19. 所定給付日数
20. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）

平成21年3月31日（210331）以降の日付が該当

★平成２２年２月２１日以前交付分

（旧様式）

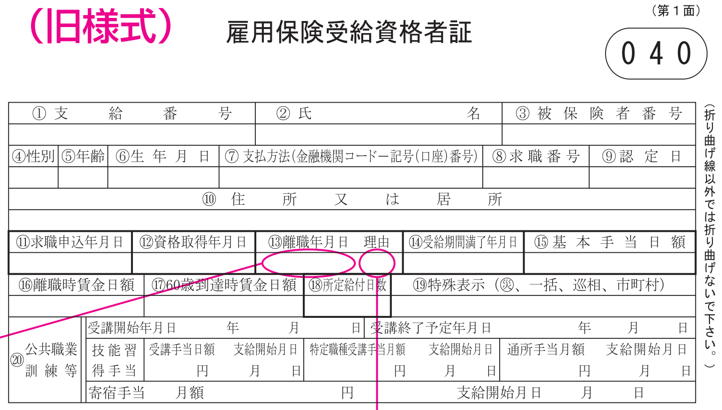
雇用保険受給資格者証　（第１面）　０４０
①支給番号 | ②氏名 | ③被保険者番号
④性別 | ⑤年齢 | ⑥生年月日 | ⑦支払方法（金融機関コードー記号（口座）番号） | ⑧求職番号 | ⑨認定日
⑩住所又は居所
⑪求職申込年月日 | ⑫資格取得年月日 | ⑬離職年月日　理由 | ⑭受給期間満了年月日 | ⑮基本手当日額
⑯離職時賃金日額 | ⑰60歳到達時賃金日額 | ⑱所定給付日数 | ⑲特殊表示（災、一括、巡相、市町村）
⑳公共職業訓練等 | 受講開始年月日　年　月　日 | 受講終了予定年月日　年　月　日
技能習得手当 | 受講手当日額　円 | 支給開始月日　月　日 | 特定職種受講手当月額　円 | 支給開始月日　月　日 | 通所手当月額　円 | 支給開始月日　月　日
寄宿手当　月額　円 | 支給開始月日　月　日
（折り曲げ線以外では折り曲げないで下さい。）

この欄の離職理由コードにより判定します

軽減の対象とならない場合は？

①離職年月日の翌日の年齢が６５歳以上である方
②雇用保険に加入していない場合や雇用保険の手続きを行っていない方
③「特例受給資格者証」をお持ちの方
（特例受給資格者証：季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付される証）
〈判別方法〉新様式：右上に特
旧様式：上部に橙色のラインが引いてあるもの
④「高年齢受給資格証」をお持ちの方
（高年齢受給資格証：６５歳到達日以後に離職された方に交付される証）
〈判別方法〉新様式：右上に高
旧様式：上部に緑色のラインが引いてあるもの

国民健康保険税の軽減は？

国民健康保険税の所得割の算定基礎となる課税所得のうち、離職者の給与所得のみを１００分の３０とみなして国民健康保険税を算定します。

また、軽減判定基準日の４月１日に国民健康保険に加入している世帯は、法定軽減（７割、５割、２割）判定の際、離職者の給与所得のみを１００分の３０とみなして軽減判定します。

高額療養費・高額介護合算療養費の自己負担限度額の所得区分判定は？

「上位所得」、「一般」の世帯区分に区分される高額療養費等の自己負担限度額の所得区分についても、離職者の給与所得のみを１００分の３０とみなして所得判定を行うことにより、所得区分が変更される場合もあります。

国民健康保険税の軽減対象期間は？

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険の資格を喪失すると終了します。

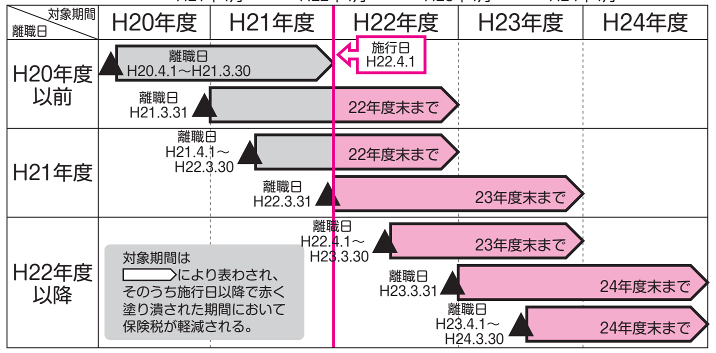

Q&A

Q1．平成２２年４月１日以前の失業は国民健康保険税の軽減対象となりますか？
A1．平成２１年３月３１日以降に離職された方は、平成２２年度に限り軽減されますが、平成２１年３月３０日以前に離職された方は対象となりません。

Q2．現在６５歳ですが、失業時点で６４歳でした。国民健康保険税の軽減は受けられますか？
A2．失業時点で６５歳未満であって、雇用保険の「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」であれば軽減を受けることができます。

Q3．申請が遅れた場合、申請した月から国民健康保険税が軽減されるのですか？
A3．離職日の翌日の属する月までさかのぼって軽減されます。ただし、平成２２年３月以前までさかのぼることはありません。

Q4．国民健康保険税の軽減を最大２ヶ年度にわたって受けることができますが、翌年度以降申請が必要となりますか？
A4．特に申請は必要ありません。

●申請に必要なもの

・国民健康保険被保険者証
・雇用保険受給資格者証（紛失・滅失した場合は、ハローワークで再交付してもらう必要があります。）
・印かん

問い合わせ　●国保年金課　国民健康保険係　35-2111（内線2335・2336）　●金木総合支所　総合窓口係（国民健康保険担当）35-2111（内線3107）　●市浦総合支所　総合窓口係（国民健康保険担当）35-2111（内線4043）

国民健康保険税の納付にご協力を！

保険税は全額、被保険者みなさんの医療費等にあてられる大切な財源です。

保険税を滞納すると

①納期限から１年未満の期間を滞納すると、督促を受け、延滞金が加算されることになります。また有効期間が短い**「短期被保険者証」**が交付されます。
②納期限から１年間経過しても滞納を続けていると、保険証を返却することになり、**「被保険者資格証明書」**が交付されます。この**「被保険者資格証明書」**は、保険証としての効力がないので、このときかかった医療費はいったん全額自己負担となります。
③納期限から１年６ヶ月間経過しても滞納を続けていると、国保の給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等）の全部または一部が差し止められます。
④さらに滞納が続くと、国保の給付の全部または一部が滞納している保険税に充てられます。
※この他、財産等の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

「短期被保険者証」とは

特別な理由もなく保険税を滞納している人に交付される有効期間の短い保険証です。国保の給付を受けることはできますが、期限が切れると更新の都度、納付相談などが行われ、保険税の納付を求められることになります。

「被保険者資格証明書」とは

納期限から１年間経過しても保険税の滞納が続いた場合に保険証の代わりに交付されるものです。「被保険者資格証明書」は国保被保険者であることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。お医者さんにかかるときの医療費はいったん全額自己負担となります。後日、申請すればかかった医療費の７～９割の払戻しを受けられますが、同時に滞納している保険税を支払ってもらうことになります。

滞納する前にまず納付相談を！

滞納するとみんなが困ります

もし「病気をしない」とか「納付書をどこにしまったかわからない」などの理由で滞納している人がいるとしたら、すぐに改めてください。
みなさんの医療費の支払いにあてる財源が確保できないばかりか、きちんと納めている人との間に不公平が生じ、助け合いのしくみを支えている他の加入者に負担をかけ、多大な迷惑をかけることになります。

滞納し続けている人も困ります

滞納している保険税を納めてもらうために保険証の有効期間が短くなったり、保険証を返してもらい医療費がいったん全額自己負担となったりしますので、結局滞納している人自身も困ることになります。

「短期被保険者証」の有効期間の見直しについて

近年、国民健康保険税の収納率の低下が著しいため、平成２１年１０月１日から交付される「短期被保険者証」の有効期間を以下のように見直しました。

有効期間が１ヶ月
平成１９年度、平成２０年度の課税された国民健康保険税の合計額に対する収納割合が概ね１０％未満の場合
〔短期被保険者証の有効期限は、毎月末となります。〕

有効期間が３ヶ月
平成１９年度、平成２０年度の課税された国民健康保険税の合計額に対する収納割合が概ね１０％以上５０％未満の場合
〔短期被保険者証の有効期限は、１２月、３月、６月、９月末となります。〕

有効期間が６ヶ月
平成１９年度、平成２０年度の課税された国民健康保険税の合計額に対する収納割合が概ね５０％以上の場合
〔短期被保険者証の有効期限は、３月、９月末となります。〕

国保資格、給付に関すること	民生部	国保年金課	**35−2111**	(内線2335・2336)
保険税の課税に関すること	財政部	税　務　課	**35−2111**	(内線2226)
保険税の納税に関すること	財政部	収　納　課	**35−2111**	(内線2241・2243～2247)

子ども手当の支給が始まります。

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的に、中学校修了までの子どもを養育しているかたに「子ども手当」を支給します。

■「児童手当」と「子ども手当」の違い

平成２２年４月から「児童手当」に代わり「子ども手当」が支給されます。

	児童手当（～平成22年3月）	子ども手当（平成22年4月～）
対象者	小学校修了前の子ども（12歳到達後最初の3月31日まで）を養育しているかた	中学校修了前の子ども（15歳到達後最初の3月31日まで）を養育しているかた
支給額	対象となる子どもの年齢、出産順位により１人につき月額5,000円または、10,000円	対象となる子ども１人につき月額13,000円
所得制限	あ　り	な　し

■支給時期

6月、10月、2月にそれぞれの前月までの分が支給されます。

平成22年度の支給時期	対象月分
平成22年　6月10日	児童手当／2・3月分
	子ども手当／4・5月分
平成22年　10月8日	子ども手当／6・7・8・9月分
平成23年　2月10日	子ども手当／10・11・12・1月分

※住所の異動や生計関係に変更が生じた場合には、上記と別の随時支給となります。

■子ども手当はもらえるの？申請は必要なの？

平成7年4月2日以後に生まれたお子さんがいますか？
→いいえ：子ども手当はもらえません。
↓はい
3月31日まで、児童手当を受給していましたか？
→いいえ：申請が必要です。（新規認定請求）
↓はい
平成22年4月に中学2・3年生の子どもがいますか？
→いいえ：申請は不要です。（自動的に子ども手当に切り替わります）
↓はい
申請が必要です。（額改定認定請求）

※３月３１日まで児童手当を受給しているかたでも、転出・転入が生じた場合や新たに子どもが生まれた場合は申請が必要です。
※児童手当の支給が差止めとなっているかたは申請が必要となります。
※公務員のかたはこれまでの児童手当と同様に所属庁への申請となります。

■申請手続きが必要なかたへ

申請窓口の混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

申請期間	手続きに必要なもの	申請場所
第１回目支給日（6月１０日）に支給を希望するかた **5月10日（月）まで** 8:30～17:15 （土・日、祝日を除く） 上記期間内に申請すると、第１回目の支給日（6月１０日）から支給されます。 なお、この期間を過ぎても４月１日時点で子ども手当の資格がある方が、９月３０日（木）までに申請していただきますと、４月分までさかのぼって支給されます。	**■新規認定請求のかた** １．請求者名義の通帳 養育者（通常は父または母）のうち、子の生計を維持する程度の高いかたが請求者となります。 ２．認印 ３．厚生年金・共済組合加入者は、請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書 **■額改定認定請求のかた** １．認印 ２．厚生年金・共済組合加入者は、請求者の健康保険証の写しまたは年金加入証明書	**■五所川原市役所** 市民課　1番窓口 内線　2316・2317 **■金木総合支所** 総合窓口係（子ども手当担当） 内線　3103 **■市浦総合支所** 総合窓口係（子ども手当担当） 内線　4010

お問い合わせ先：市民課　内線 2316・2317